

兵庫県内の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

### 新型コロナウイルス感染症に係る施設等に対する要請等

引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記のとおり感染防止策の徹底等を要請します。  
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 期 間 令和4年6月1日(水)から
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容 [特措法第24条第9項に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊技施設 [パチンコ屋等]</li> <li>・遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]</li> <li>・商業施設(生活必需物資を除く)</li> <li>・サービス業(生活必需サービスを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]</li> <li>・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]</li> <li>・ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</li> <li>・運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]</li> <li>・博物館等</li> </ul>
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催制限の要件<sup>(※1)</sup>を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)</li> <li>・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請</li> <li>・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> <li>・酒類提供<sup>(※2)</sup>の場合は、「一定の要件」<sup>(※3)</sup>を満たすことを要請</li> </ul> <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店等・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること</p>

※1 イベント開催制限の要件

区分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人 又は 収容定員50%のいずれか大きい方
収容率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

\* 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

\* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外の適切なマスク着用の推奨、換気の徹底

## 4 感染防止策の徹底

### (基本的な感染対策)

- 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

### (事業所での対策)

- 在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減
- 感染拡大地域への出張は、適切なマスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- 「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)での適切なマスクの着用の推奨、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

※添付のメッセージ(「感染を広げない取組を継続しつつ地域のにぎわいを取り戻しましょう!」)もご覧ください。

#### お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 8 0 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

◆県ホームページ(施設等に対する要請等)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)